

### 税務署からのお知らせ

詳しくは国税庁HP「パンフレット「暮らしの税情報」(平成23年度版)」をご覧ください。

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/koho/kurashi/>

#### 1 寄附金・義援金の確定申告

個人が、一定の寄附金・義援金を支払った場合、確定申告(※)で所得税還付の場合があります■申告相談会場は多数の方で大変混雑(※)しますので、自宅等から国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」を利用した確定申告をお勧めします！

※寄附金の確定申告にはそれが控除に該当すると分る領収書が必要です■平成23年分確定申告は災害義援金による還付申告増加により一層の混雑が予想されます。

#### 2 ご家族に公的年金等の確定申告をされている方はいませんか？

～公的年金等を受給されている方の申告方法が変わりました！～

平成23年分以後の所得税について、その年分の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告書の提出が不要(注)となりました。

注 提出不要かどうかは年ごとに判定します■提出不要の場合でも例えば医療費控除による還付申告書を提出できます■提出不要の場合でも住民税の申告が必要な場合があります(詳しくは、市区町村にご相談を)。

#### 3 ご注意ください。扶養控除の見直しが行われました！

平成23年分の所得税においては、次のような扶養控除の見直しが行われました。  
所得税の計算の際にはご注意ください。

- (1) 年齢16歳未満(平成8年1月2日以後に生まれた方)の扶養親族に対する扶養控除が廃止されました。
- (2) 特定扶養親族の範囲が、年齢19歳以上23歳未満の方(昭和64年1月2日から平成5年1月1日までに生まれた方)とされました。

回観

# ～所得税の確定申告をお考えの方へ～

ぜひ「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください！

税務署からのお知らせ

個人の方が寄附金・義援金を支出した場合や多額の医療費を支払った場合には、翌年に確定申告(※1)を行うことで、所得税が還付される場合があります。

毎年、確定申告期の相談会場には多くの納税者の方が来られ、大変混雑(※2)します。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、相談会場に出向くことなく申告書を作成することができますので、ぜひご利用ください！

※1 寄附金や医療費の確定申告には、それらの領収書や受領書等が必要になります。

※2 今年は東日本大震災に係る義援金等により還付申告の増加が見込まれ、より一層の混雑が予想されます。

## ご自宅にインターネットパソコンがある



電子証明書がある・取得予定

電子証明書はない

ICカードリーダライタの購入・パソコン接続



国税庁ホームページ [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp) 「確定申告書等作成コーナー」にアクセス

作成コーナー事前準備セットアップをする

開始届出書を提出する

## 「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成する

申告書を送信する

e-Tax で送信



申告書を印刷して提出する

書面提出



電子証明書がなくても申告書を作成・印刷し、書面で提出できます。

また、自宅等からでも利用が可能で、相談会場に出向くことなく申告書を作成することができますので、ぜひご利用ください。



## e-Taxを利用して所得税の申告をするところないいこと…

- ① 最高4,000円の税額控除を受けることができます(申告期限内に申告するなど条件があります)。
- ② 医療費の領収書や源泉徴収票等の提出又は提示を省略できます。
- ③ 毎年申告している方は、データ参照することが可能ですので翌年も便利です。
- ④ 還付金を早く受け取ることができます(e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています)。

# 公的年金等を受給されている方の 申告方法が変わりました！

～ご家族に公的年金等の確定申告をされている方はいませんか？～

所得税法が改正され、平成23年分以後の所得税について、その年分の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告書の提出が不要（注）となりました。

- 注1 所得税の確定申告書の提出が不要かどうかは、年ごとに判定します。  
2 所得税の確定申告書の提出が不要な場合であっても、例えば、医療費控除による所得税の還付を受けるための申告書を提出することができます。  
3 所得税の確定申告書の提出が不要な場合であっても、住民税の申告が必要となる場合があります。（詳しくは、お住まいの市区町村にご相談ください。）

以下のフローチャートにより所得税の確定申告書の提出の要否をチェックしてください。

**公的年金等の収入金額(2か所以上ある場合は、その合計額)が、  
400万円以下である**

